

○保険料は

平成20年4月からは、一人ひとりが、介護保険と同様に後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。

保険料 = 均等割 + 所得割

加入者一人当たり  
いくらで計算

所得に対して定め  
られた率で計算



※均等割額は、加入者全員にかかります。ただし、所得が低い人は軽減されます。

※具体的な保険料は今年（11月）中に決まる予定です。（広域連合が決定）

◎保険料の納め方

原則として年金からの天引きとなります。ただし、次のいずれかに該当する人は口座振替などで市に納めることになります。

- 受給年金額が年額18万円未満の人。
- 介護保険料との合算額が、年金額の2分の1を超える人。

平成20年4月から  
「後期高齢者医療制度」  
が始まります



これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たに独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

○対象となる人は

- 75歳以上の人（75歳の誕生日から対象となります。）
  - 65歳以上で一定の障害がある人
- 現在加入している健康保険については、平成20年3月末で資格を失い、4月から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。  
※新しい保険証が一人に一枚発行されます。（来年3月下旬に送付予定です。）

保険証が変わりますので、ご注意ください。



○医療機関で受診するときは

これまでは、老人保健医療受給者証と健康保険被保険者証の2枚が必要でしたが、来年の4月からは、「後期高齢者医療被保険者証」1枚を窓口で提示してください。

◎自己負担割合

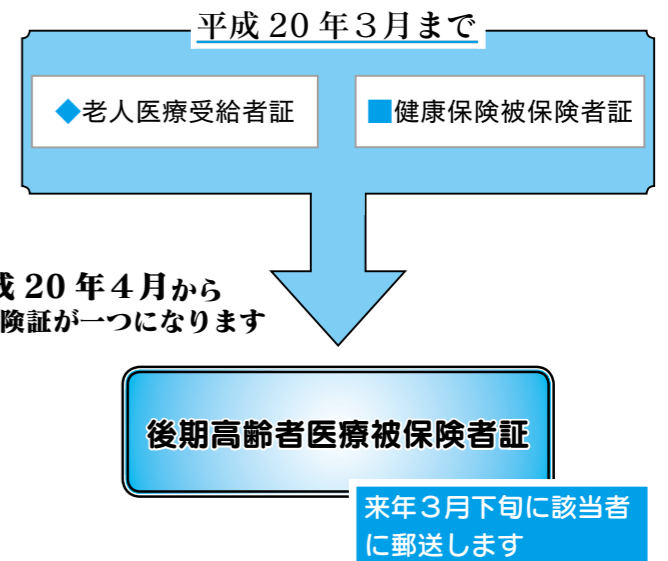
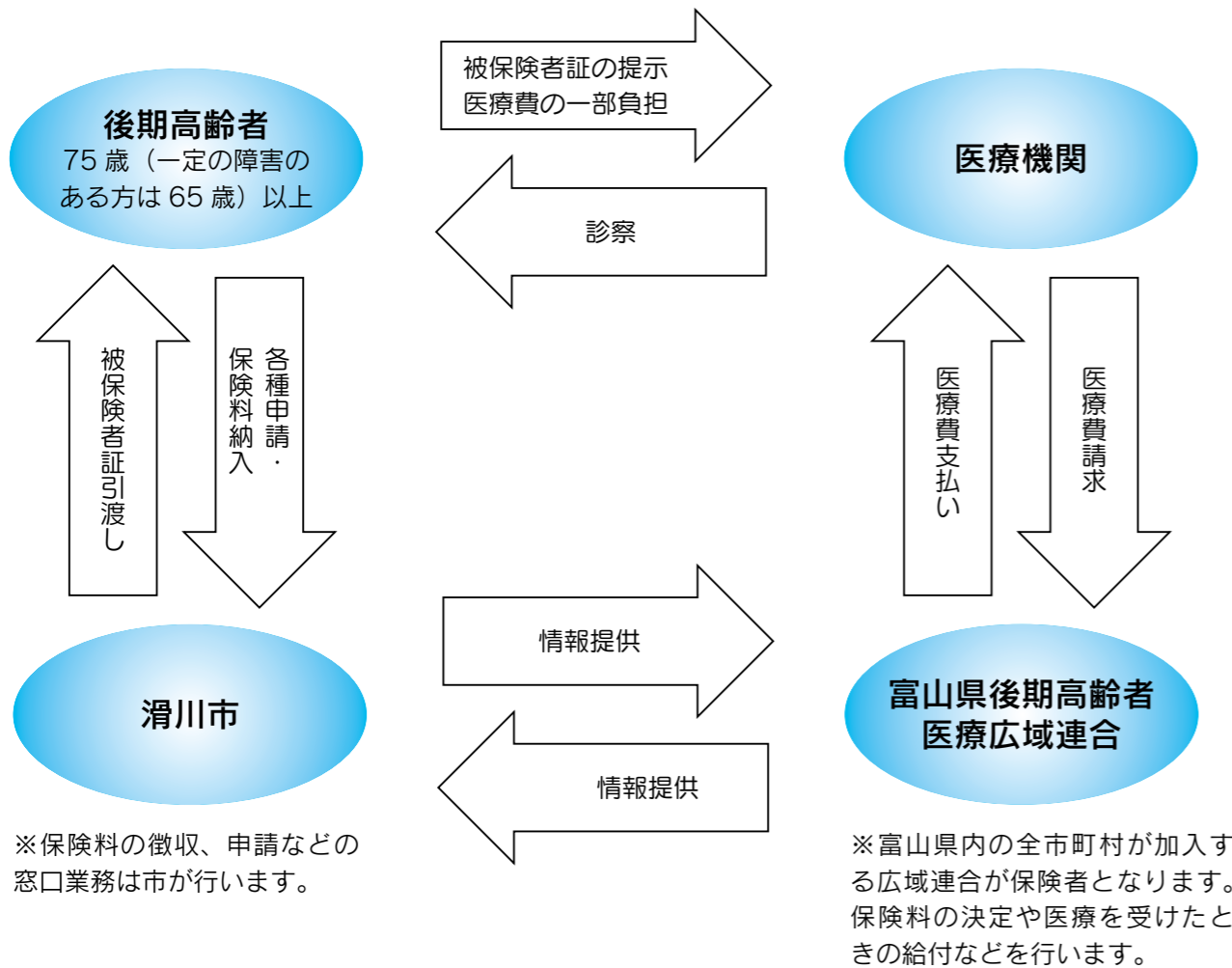
これまでの老人保健制度と同様で1割負担となります。（現役並みの所得がある人は、3割負担）

◎医療給付

これまでの老人保健制度と同様の医療給付が受けられます。



後期高齢者医療制度のイメージ図



問合せ先 健康長寿課 保険担当（内線384）  
富山県後期高齢者医療広域連合（富山市婦中総合行政センター内 ☎465-7502）